お客さま各位

西兵庫信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。 さて、当金庫は、当座勘定規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。 なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

- 1. 改定規定
- (1) 当座勘定規定(一般当座口用)
- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)
- 2. 改定日 令和5年8月23日
- 3. 改定内容

以下の条項を追加・変更します(対象箇所に下線)

- 〇当座勘定規定(一般当座口用) 第9条(支払の範囲)
- 〇当座勘定規定(専用約束手形口用) 第10条(支払の範囲)
 - (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払い義務を負いません。
 - (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込 まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金し た資金を支払に充当することもできるものとします。
 - (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以上